

令和3年度

学校危機管理マニュアル



高知県立高知追手前高等学校

目 次

| | |
|--------------------------------|-------|
| 校内での事故 | 2 |
| 1 危機管理の基本的な考え方 | 2 |
| 2 発生時の救急・緊急連絡体制 | 2 |
| 3 留意事項 | 2～3 |
| 4 医療機関 | 3 |
| 不審者の侵入 | 4 |
| 1 学校安全に関する具体的な取組 | 4 |
| 地震災害対策 | 5 |
| 1 総則 | 5 |
| 2 災害対策組織 | 5～7 |
| 3 地震災害発生時の行動基準 | 7 |
| 4 災害予防 | 7～8 |
| 5 災害復旧 | 8 |
| 6 安否確認 | 8 |
| 7 地震発生からの流れ | 9 |
| 8 初期行動、留意点等 | 10 |
| 弾道ミサイル発射時の対応 | 11 |
| 1 Jアラートによる情報伝達と学校運営についての基本的な流れ | 11 |
| 2 Jアラートが鳴った時の対応—避難行動— | 12 |
| 3 ミサイル落下・着弾時の対応 | 12 |
| 別紙1 地震災害発生時の行動基準表 | 13～14 |
| 別紙2ーア 令和3年度生徒安否確認カード(ホーム個票) | 15 |
| 別紙2ーイ 令和3年度生徒安否確認カード(集計表) | 16 |
| 別紙2ーウ 令和3年度教職員安否確認カード | 17 |
| 別紙4 令和2年度備蓄物資リスト | 18 |

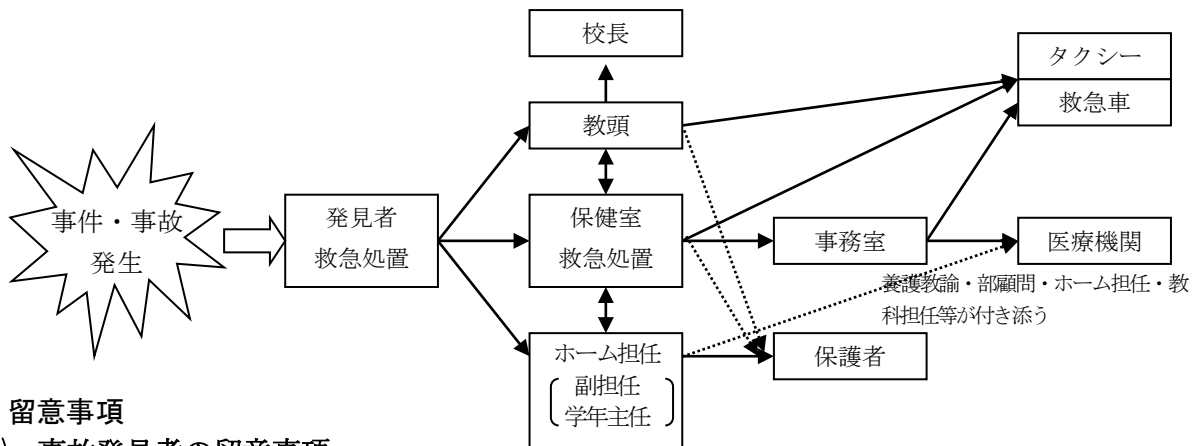
(別紙3 緊急連絡網 については、別途配布)

校内での事故

1 危機管理の基本的な考え方

- (1) 「事件・事故はいつでもどこでも起こりうる可能性がある」という認識のもと、何より生徒の生命の安全の確保のための合理的・効果的な具体策を講ずる。
- (2) 日常の危機管理・安全対策に万全の体制を構築し、事件・事故防止に努める。
- (3) 「家庭や地域には開き、不審者には閉じる」という視点で、これまでの開かれた学校づくりは継承し発展させていく。家庭や地域と連携を図りながら子どもの安全を確保していく。

2 発生時の救急・緊急連絡体制



3 留意事項

(1) 事故発見者の留意事項

- ① あわてず、直ちにできる範囲の救急処置を施すと同時にできるだけ単独で行動せず、近くの教職員や保健室に連絡をとる。
状態観察（意識、呼吸、顔色、出血、脈拍等）をし「誰が」「どこで」「どうした」等の必要事項を要領よく連絡する。
- ② 災害発生時の時間、場所、発生状況、災害の内容及び程度等を確認しておく。
- ③ 被災者を一人にしない。

(2) 救急車の要請

- ① 原則として校長、教頭の指示による。
- ② 事故発生場所、状態により居合わせた者が要請する場合がある。

(3) 医療機関への移送

- ① 該当の養護教諭、部顧問、ホーム担任、教科担任等が付き添う。
(状況により2人以上の者が付き添う)
- ② 医療機関の決定は災害の内容、程度により決定するが、できるだけ保護者の希望に添うようにする。

(4) 家庭への連絡

- ① 原則としてホーム担任が行う。ただし、場合により、養護教諭、部顧問、教頭等、状況を説明できる者が行う。
ア) 災害の発生状況、程度及び経過の報告
イ) 受診希望機関の問い合わせ
ウ) 場合によっては医療機関での立会い要請
- ② 受診付き添い者は、速やかに被災者の状況、経過、その他を連絡する。
- ③ 医療機関での治療を必要とせず学校で処置した場合でも、必要な場合にはその状況を家庭に連絡する。

(5) その他の留意事項

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター扱いとする場合

学校管理下における災害の場合、振興センターの対象となるが、振興センター扱で医療を受ける時、その都度保護者が医療費を医療機関に払っておき、後日学校が振興センターに請求し支給される。

4 医療機関

| | | | | |
|--------|-------------------|--------------|---------------|--------------|
| 学校医 | 島本病院（島本政明・丸吉秀朋） | 873-6131 | 帯屋町2-6-3 | 脳神経あり |
| 学校歯科医 | 須藤歯科（須藤博省） | 832-4995 | 棧橋通1-13-2 | fax832-4993 |
| 学校薬剤師 | 森野宏宜 | | | |
| 救急病院 | 高知県救急医療情報センター（照会） | 825-1299 | 丸ノ内1-7-45 | 総合あんしんセンター2階 |
| 総合病院 | 高知赤十字 | 822-1201 | 泰南町1-4-63-11 | |
| | 医療センター | 837-3000 | 高知市池2125-1 | |
| | 〃（救急救命） | 837-6799 | | |
| | 国立病院 | 844-3111 | 朝倉西1-2-25 | |
| | 愛宕病院 | 823-3301 | 愛宕町1-4-13 | |
| | 〃（救急専用） | 822-0009 | | |
| | 近森病院 | 822-5231 | 大川筋1-1-16 | |
| | 〃（救急専用） | 873-0099 | | |
| | 細木病院 | 822-7211 | 大膳町37 | |
| | J A高知病院 | 863-2181 | 南国市明見526-1 | 救急病院 |
| 高知大医学部 | 866-5811 | 南国市岡豊小蓮185-1 | | |
| 〃（時間外） | 866-5815 | | | |
| 整形外科 | 島中クリニック | 822-6105 | 追手筋1-9-22 | 水曜休診 |
| | 田中整形外科 | 822-7660 | 上町3-2-6 | 救急病院 |
| | もりもと整形外科内科 | 843-5342 | 朝倉本町2丁目12-6 | |
| | 川村整形外科 | 843-5252 | 曙町1-19-1 | |
| | 町田整形外科 | 891-6565 | 天王南1-6-3 | |
| 脳神経外科 | 内田脳神経外科 | 843-1002 | 塚ノ原37 | 救急病院 |
| | もみのき病院 | 840-2222 | 塚ノ原6-1 | 救急病院 |
| | 青木脳神経外科 | 885-3600 | 高須新町1-6-26 | |
| 眼科 | 安岡眼科 | 875-8459 | 上町2丁目2-9 | |
| | 町田病院 | 872-0164 | 旭町1丁目104 | |
| | 石丸眼科 | 822-8777 | 本町2-5-20 | |
| | さかもと眼科 | 873-1741 | 愛宕1-5-8 | |
| | 高橋病院 | 822-8777 | 愛宕3-9-20 | |
| | 田内眼科 | 882-3332 | 北本町4-3-12 | |
| 耳鼻科 | こさい耳鼻咽喉科 | 825-3387 | 一ツ橋町2丁目169-1 | |
| | はまだ 〃 | 871-1155 | 本町5-1-3 | |
| | さわだ 〃 | 825-1131 | 福井町1734-5 | |
| | 永野耳鼻咽喉科 | 872-2388 | 上町5-2-14 | アレルギー |
| | アズマ耳鼻咽喉科 | 825-0707 | 上町2-2-16-F 1 | アレルギー |
| 皮膚科 | 猿田皮膚科 | 823-1799 | 升形4-25 | |
| | 桑名皮膚科 | 820-5830 | 小津町9-13-F 1 | |
| 歯科 | 島中歯科クリニック | 824-8400 | 追手筋1-9-22-F 3 | 水休診 |
| | 横矢歯科診療所 | 822-6480 | はりまや2-3-8 | |
| | 岡西歯科診療所 | 825-8212 | 廿代15-20-1 F | 木午後休診 |
| | さんさんクリニック | 824-8241 | 鷹匠町1丁目1-8 | 口腔外科 |
| | 嶋本歯科医院 | 884-0418 | 桜井町1-9-35 | 口腔外科 |
| 心療内科 | 朝倉病院 | 844-2701 | 朝倉丙1653-12 | |
| | 鏡川病院 | 833-4328 | 城山270 | |
| | 藤戸病院 | 822-3440 | 上町1丁目4-24 | 月～土9-5時 |
| | 細木ユニティ | 822-7211 | 大膳町37 | |
| | 近森第二分院 | 822-5231 | 大川筋1-1-16 | |
| | 棧橋みどりクリニック | 878-9310 | 棧橋通1丁目12-17 | |

不審者の侵入

1 学校安全に関する具体的な取組

(1) 校内危機管理体制

| | |
|----------------|--|
| 全体指揮・外部対応 | 校長、教頭、事務長 |
| 保護者等への連絡 | 総務主任、P T A担当教諭 |
| 避難誘導・安全確保 | 各学年主任、ホーム担任、授業担当者 |
| 不審者への対応 | 発見者、生徒指導主事、補導専任 |
| 応急処置・医療機関等への連絡 | 保健主事、養護教諭 |
| 電話対応・記録 | 事務職員等 |
| 全体掌握・安否確認等 | [全体掌握] 教頭、教務主任 [学年・学級] 学年主任、ホーム担任 [校内外巡視] 生徒指導部、ホーム副担任 |

- ・ 学校安全委員会の再確認と指導體制の強化

(2) 教職員の危機管理意識の向上

- ・ 学校安全の基盤は教職員一人一人の危機管理意識であることを改めて認識し、防犯に関する実践的な研修や訓練を充実する。
- ・ 不審者を校内に侵入させない体制づくりをする。そして万一不審者が侵入した場合の適切な対応を学習する。
 - ① 受付の設置……………入校の際に名札着用を徹底する。
 - ② 来校者への声かけ……………「何の御用でしょうか？」等
 - ③ 他の教職員への通知……………絶対に一人では対応しない。
 - ④ 不審者への対応……………冷静で的確に判断し適切に対処する。
 - ア 言葉や相手の態度に注意しながら丁寧に退去するように説得する。
 - イ 説得に応じない場合や危害を加えるおそれのある場合は「110番」する。
 - ウ 不審者が物品を盗んでいたり、暴れたりしていたら大声を出す・助けを求める。
 - ⑤ 教職員の携帯電話の使用……………緊急時の連絡のため
 - ⑥ 空き教室の把握……………体育、芸術、家庭及び選択授業の時などの把握
 - ⑦ 校内外の巡視の強化……………生徒指導部を中心に授業担当者以外の教職員が空き教室・更衣室等を中心に見回る。

(3) 施設の適切な管理

- ・ 授業時間帯の校内への出入り口は正門だけとし、他の門については締め切る。
- ・ 工事関係者、業者に名札着用と閉門等への協力を依頼する。

(4) 生徒への防犯教育の充実

- ・ 生徒自身が様々な危険（盗難・不審者・ストーカー・痴漢等）を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教育の再確認と充実を図る。
 - ① ホーム担任を通じ、学校安全に対して周知徹底を図る。
 - ② 集会や講演会で学校安全に関する訓話や啓発のための講演を行う。
 - ③ 「必要以上に現金を持たない。」「現金を放置しない。」を徹底する。
 - ④ 貴重品袋の活用を促す。

(5) 学校・家庭・地域との連携

- ・ 家庭や地域の関係機関等から不審者の情報が得られるようにする。

地震災害対策

1 総則

(1) 目的

この要項は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する組織、運営などについて定め、学校の生徒及び教職員の生命を守り、物的損失を最小限に食い止めるため、災害対策に万全を期することを目的とする。

(2) 定義

この要項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次の各号による。

① 「災害」とは次のものをいう

ア 自然災害：台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、落雷、その他の異常な自然現象によって生ずる被害をいう。

イ 事故災害：大規模な火災、爆発、油流出、設備故障など重大な事故によって生ずる被害をいう。

② 「防災」とは次のものをいう

ア 災害予防：災害の発生を未然に防止、または軽減するために日常行う諸対策をいう。

イ 災害応急対策：災害が発生するおそれがある時、災害の発生を防ぎ、また災害が発生した時は応急措置を行うなど災害の拡大を防止するための諸対策をいう。

ウ 災害復旧：災害の発生後、設備などを平時の状態に復旧するための諸対策をいう。

2 災害対策組織

(1) 災害時の体制

① 種類

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合の体制は、次の2種類とする。

ア 準備体制 災害の発生が予想される場合

イ 緊急事態体制 災害が数時間以内に発生することが予想される場合、または発生した場合

(2) 災害対策組織

① 災害警戒本部

上記(1)①アの準備体制に対応するため災害対策組織として災害警戒本部を次のとおり置く。

ア 本部構成員

本部長（校長・高岸憲二）、副本部長（教頭・並村一、谷村正道）、事務長（豊永圭）、教務主任（久保隆司）、学年主任（林格、池田真知、大塚純哉）、生徒指導主事（門脇浩彦）、進路指導主事（今橋英二）、総務主任（上村小百合）、情報・図書主任（林保仁）で構成する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

- 1 校長 高岸憲二
- 2 教頭 並村 一
- 3 教頭 谷村正道
- 4 事務長 豊永 圭
- 5 教務主任 久保隆司

イ 設置場所

本部を校長室に設置する。

ウ 設置要件

(1)暴風雨警報の発令が予想され、あるいは発令され被害が予想される場合、(2)災害が発生するおそれがあり被害が予想される場合、(3)危険が予想され特に校長が必要と認めた場合に設置する。

エ 本部の任務

情報の収集を行い授業の中止、下校の方法、臨時休校等の措置や施設の予防措置などについて決定する。また、連絡会を招集するか、もしくは緊急連絡網によって教職員に決定事項を伝達する。

② 緊急災害対策本部

上記(1)①イの緊急事態体制に対応するため災害対策組織として緊急災害対策本部と危機管理チームを次のとおり置く。

ア 本部構成員

本部長（校長・高岸憲二）、危機管理チームリーダー（教頭・並村一）及び危機管理チームチーフ（情報担当チーフ[教務主任・久保隆司]、自衛救命介護担当チーフ[教頭・谷村正道]、学校運営担当チーフ[事務長・豊永圭]）で構成する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

- 1 校長 高岸憲二
- 2 教頭 並村 一
- 3 教頭 谷村正道
- 4 事務長 豊永 圭
- 5 教務主任 久保隆司

イ 設置場所

本部を校長室に設置する。但し、校長室が崩壊等で使用できない場合は、本部長が別に場所を定める。

ウ 設置要件

台風、地震、その他の災害により相当程度の被害が予想される場合、または発生した場合、校長が特に必要と認めた場合に設置する。

エ 本部の任務

危機管理チームを組織しその活動を統括する。県教育委員会や消防、警察などの関係機関への連絡を行う。近隣被災者の受け入れや防火・飲料用水の提供、その他社会的対応の実地を行う。

③ 危機管理チーム

危機管理チームとは、緊急事態体制における緊急災害対策本部の中で、生徒の生命の安全、学校施設の機能維持に関して常時編成維持される組織である。

ア 危機管理チームは学校内に置く。

イ 危機管理チームリーダーは教頭（1番：並村一、2番：谷村正道）とし、教頭に支障があるときは教務主任（久保隆司）が代行する。

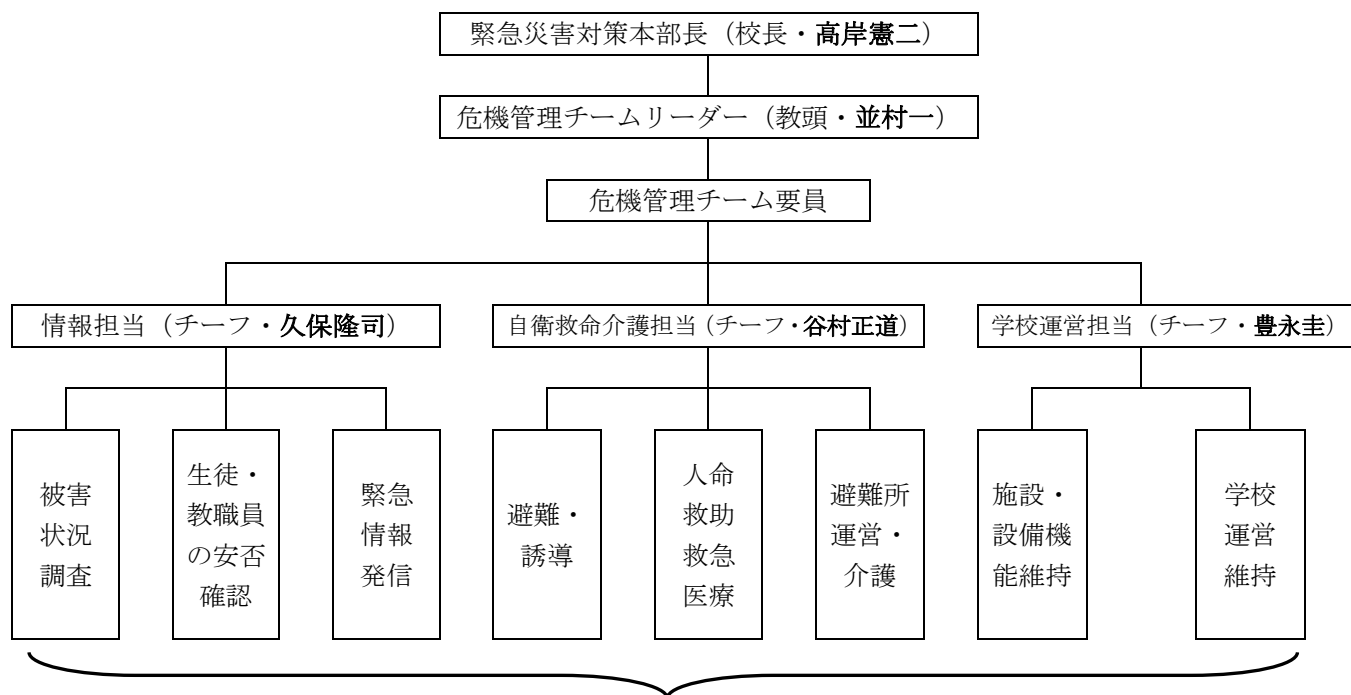
ウ 危機管理チームの事務局は大会議室に設置する。

エ 大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したとき、その他、生徒の生命の安全や学校運営に重大な影響を及ぼすおそれのある災害などが発生したとき、危機管理チームリーダーは状況を確認し、危機管理チームメンバーの要員の要否・編成規模などを決定し、緊急連絡網によって危機管理チーム要員を招集する。（P. 16 参照）

オ 招集を受けた危機管理チーム要員が、1人でも指定地に到着した時点で、危機管理チームは開設される。

カ 危機管理チームが臨機に応じてとる措置については、常に最適の判断・行動であると見なされ追認される。但し、大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したときにおける教職員の就業に関する方針の決定及び近隣被災者の受け入れ、防火・飲料用水の提供、その他、社会的対応の実地は、緊急災害対策本部長（校長）の専決事項とする。

キ 危機管理チームの組織



上記8グループの構成員は本部長・リーダー・要員・チーフ以外の教職員でこれにあたる。

ク 危機管理チームの要員の自宅・家族の安全確保と学校の支援

大災害など緊急時には、危機管理チーム要員が、学校での十分な防災・救援活動の遂行と、自宅の家族の安全確保を両立できるよう、危機管理チーム要員と学校は各々次の対策を講じる。

- 危機管理チーム要員は、自宅の家具の固定、非常用物資の備蓄、複数の避難先の確保、火気の管理などに、あらかじめ万全の措置を講じておく。
- 危機管理チーム要員は、大災害の発生が予想される時、または発生したときには本人の身の安全と家族の安全確保を第一義とするが、最小限必要な措置にとどめ、可能な限りすみやかに防災・救援活動のために指定地に参集する。
- 学校は、大災害時には、危機管理チーム要員の任務遂行中には、一般教職員より優先して、危機管理チーム要員の家族に対する救援措置を最大限に講ずる。

3 地震災害発生時の行動基準

大規模地震が発生したときは、危機管理チーム要員および一般教職員は、(別紙1)の行動基準表に示される事項を基準として行動する。

4 災害予防

(1) 防災訓練および教育

- ① 校内において、情報伝達訓練、避難訓練、復旧訓練などの防災訓練を年1回以上実施するとともに、関係法令集・パンフレットの配付、研修会の開催などを実施する。
- ② 警戒宣言が発せられた場合の訓練および教育にあわせて実施する。
- ③ 消防関係者の指導の下で防災訓練を実施する。
- ④ 学年主任は新任教員に対して、災害時に取るべき行動・役割について教育する。

(2) 各種名簿などの備え付け・整備

次の名簿などを備え付け、整理しておく。

- ① 生徒および教職員の安否確認カード（別紙2・ア、イ、ウ）
- ② 緊急連絡網（別紙3）
- ③ 備蓄品一覧（別紙4）

(3) 災害用資機材の整備など

応急復旧用資機材、工具などの確保および整備に努めるとともに、その輸送計画を策定しておく。

(4) 食糧・飲料水などの整備

食糧、飲料水、寝具（毛布）、医療器具、医薬品などの保有量を定め、常時用意しておく。なお、保有数量の基準については別に定める。

(5) 情報収集・連絡用設備などの整備

情報収集・連絡用のため防災用の電話、FAX、移動無線、防災端末機、テレビ、ラジオなどを整備しておく。

(6) 学校外防災関係機関との連携

自治体の防災会議などの学校外防災関係機関との連携を保ち、地域防災体制を確立しておくものとする。

5 災害復旧

(1) 災害復旧計画の策定

危機管理チームリーダーは、災害の規模、地域性、特殊条件などを検討のうえ、応援要員の必要性、復旧要員の配置状況、復旧資材の調達、復旧作業の日程、仮復旧の完了見込み、宿泊施設・食糧の手配などを内容とした復旧計画を策定し、緊急災害対策本部長にすみやかに報告する。

(2) 復旧対策

① 復旧対策の指示

復旧対策については、緊急災害対策本部長が危機管理チームリーダー、要員および一般教職員に対し、必要な指示を行う。

② 復旧順位

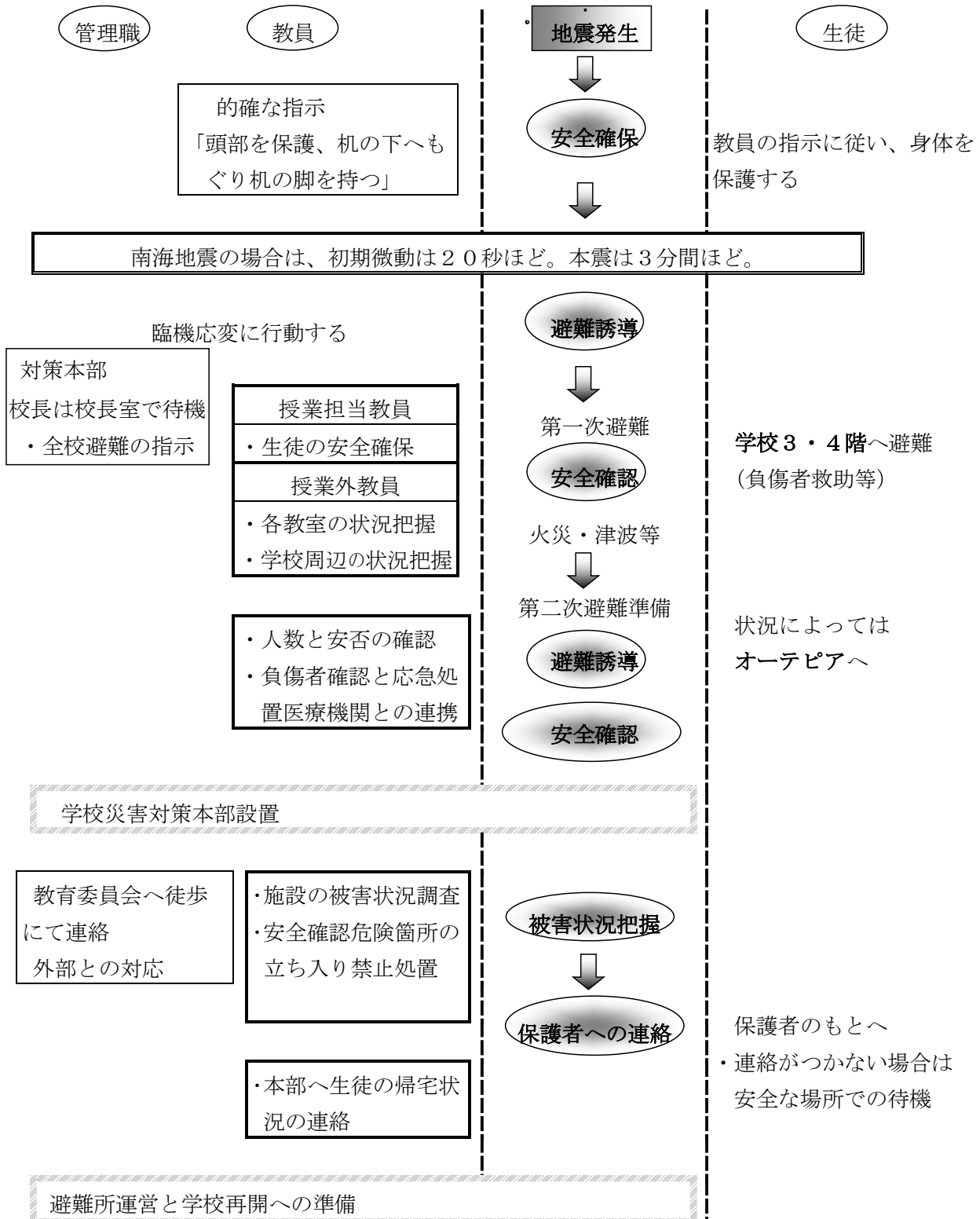
危機管理チームリーダーは、復旧計画の実施に当たっては、国・都道府県およびその他の防災関係機関と密接な連絡を保ちながら、系統および負荷の重要性を考慮し、災害状況の最も大きいものから復旧を行う。

6 安否確認

大規模地震が発生した場合、教職員は各自の家族の安全措置を講じたあと、すみやかに学校へ安否情報などを報告する。ただし、交通・通信網の途絶によって通常の方法で出校もしくは連絡が困難な場合は、最寄りの県立学校に出校あるいは連絡する。

7 地震発生からの流れ

《 地震 》



安全確保

授業担当教員…近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の脚をしっかり持たせる。

冷静に的確な指示を与え生徒が安心するような声かけをする。

授業外教員…本部の指示により、避難誘導ができるように要所要所の配備につく。

8 初期活動、留意点等

○場所別の初期行動

| | |
|-----------|--|
| 教室 | 近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。 |
| 特別教室 | 実験中は、危険物から離れる。 実験器具棚、調理用具棚、実験器具、ディスプレイ、本棚などから離れる。 |
| 体育館 | ・生徒 中央部に集まり頭部を保護し姿勢を低くする。 ・教員 北体…南側東西の出口の確保をする。 レオスクエア…四方の出口のドアを開ける。 |
| 武道場 | ・生徒 中央の柱付近に集まり頭部を保護し姿勢を低くする。 ・教員 西側の戸を開ける。 |
| プール | プールのふちに移動し、ふちをつかむ。 |
| 廊下階段 | 窓ガラス、蛍光灯の落下を避け、中央部で姿勢を低くする。空き教室に入り口を開けっ放しにして入り、机の下にもぐる。 |
| トイレ | ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。 |
| 運動場 中庭 | 校舎からのガラスの飛散や外壁・フェンスの崩壊等の危険性のある場所から離れる。 姿勢を低くする。 |

○登下校中の注意

- ・生徒は自主的に判断し、避難行動をとること。通学路について、保護者と生徒に万一の場合に落ち合う避難場所を決めておく。
- ・ゆれがおさまった後、家へ戻るか学校へ避難するかについては、原則として近い方を選ぶ。

○教員の留意点

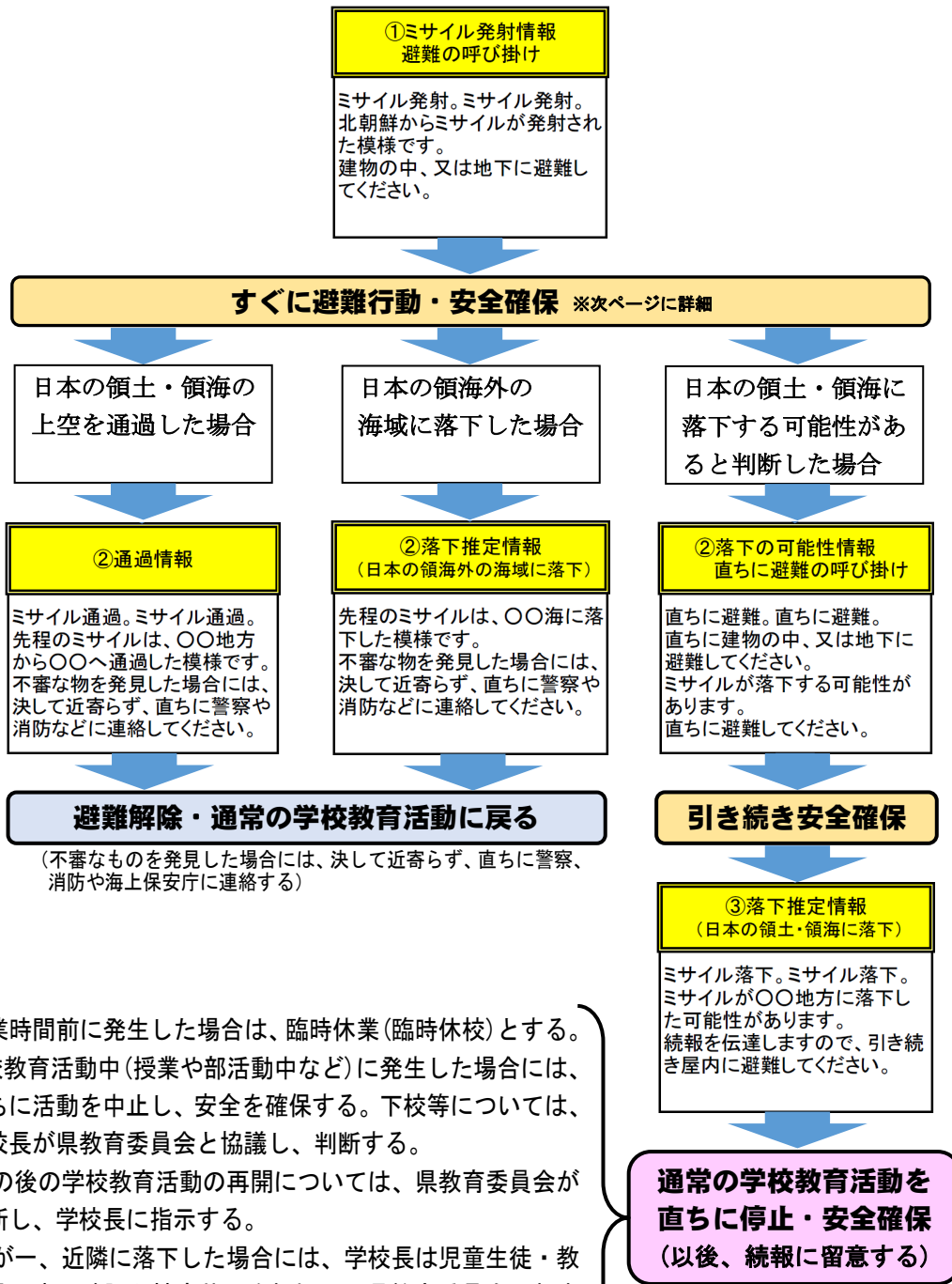
- ・生徒の安全を確保し、教員自身も身の安全に努めること。
- ・教員は落ち着いた態度で明確に指示し、生徒に不安や恐怖心を与えないよう行動する。
- ・ゆれがおさまった後、人員確認や他の教員及び管理職との連携を速やかにとること。
- ・学校に避難している生徒や引率している生徒が、保護者に引き渡したり、帰宅するまでの確認を怠らない。
- ・普段から生徒に対して防災リテラシーの育成をはかる。
※自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力。

弾道ミサイル発射時の対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、**全国瞬時警報システム（Jアラート）**等により情報伝達される。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、**防災行政無線の警報**が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。携帯電話等にも**エリアメール・緊急速報メール**が配信される。

高知県においては、**中国・四国・九州（沖縄県を除く）地方の上空**にミサイルが飛来する可能性がある場合に**Jアラート**で報知される。

1 Jアラートによる情報伝達と学校運営についての基本的な流れ



- ・始業時間前に発生した場合は、臨時休業（臨時休校）とする。
- ・学校教育活動中（授業や部活動中など）に発生した場合には、直ちに活動を中止し、安全を確保する。下校等については、学校長が県教育委員会と協議し、判断する。
- ・その後の学校教育活動の再開については、県教育委員会が判断し、学校長に指示する。
- ・万が一、近隣に落下した場合には、学校長は児童生徒・教職員の安否確認と被害状況を把握し、県教育委員会に報告する。
- ・臨時休業となった場合、その後の学校教育活動の再開については、学校のホームページ・携帯サイト等で連絡する。

2 Jアラートが鳴った時の対応—避難行動—

○弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、児童生徒も教職員も、ともに各自が身を守るための**避難行動**をとる。

避難行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

校内にいる場合

- ・ **校舎内**にいる場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る。机があればその下に入って頭部を守る。
- ・ **校舎外**にいる場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。遮へい物のない校庭の中心等からは離れる。



姿勢の一例

校外にいる場合

- ・ 近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにない場合はそれ以外の建物に避難する。
- ・ 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。
- ・ 近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

登下校中の場合

- ・ 上記【**校外にいる場合**】と同様の避難行動をすみやかにとり、無理な登校は避ける。万一の場合に生徒と保護者とのあいだで落ち合う避難場所を決めるなどしておく。
- ・ 家へ戻るか学校へ避難するか判断しなくてはならない場合は、原則として近い方を選ぶ。

○万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察や消防等に通報する。

3 ミサイル落下・着弾時の対応

「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集する。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動する。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なるが、次のように行動する。

- ・ **屋外**にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- ・ **屋内**にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

武力攻撃やテロなどから身を守るために

国民保護ポータルサイト

武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

—— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます ——



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
[@Kantei_Saigai](https://twitter.com/Kantei_Saigai)

※参考資料

平成 29 年 4 月 21 日付け消防運第 38 号、消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」
国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)